

## 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」改正(案)に対する区民の意見の概要と区の方考え方

【取扱い凡例】 ○:現行条例にすでに入っている。 △:意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする。

No.	意見の概要	取扱い	区の方考え方
1	民間の敷地内であっても、灰皿の適切な場所への移設や撤去をさせるべき。	△	店舗等の敷地といった私有地への直接の規制は難しいと考えておりますが、現行の条例において、事業者の責務として、所有または管理する敷地内での喫煙により、公共の場所等にいる他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう環境の整備と喫煙者への注意喚起に努めなければならないとしております。状況によっては、灰皿の撤去も含め環境整備に努めていただくこととなるほか、第3条の区の責務に基づき、区職員による注意喚起等も行っております。
2	建物の屋内だけでなく、屋外の敷地も保健所による受動喫煙の指導対象とするべき。	△	区では、本条例で、区民等が屋外で喫煙するときの配慮義務を、事業者が自ら所有または管理する敷地内での環境の整備や喫煙する区民等に対する注意喚起の努力義務を定めております。そのため、前述の規定を守らない個人または事業者に対しては、条例の趣旨を改めて説明し、順守をお願いしています。
3	携帯灰皿を持っていても立ち止まった喫煙は認めない。喫煙所を利用させるべき。	○	本条例では、携帯灰皿所持の有無にかかわらず、公共の場所等での歩きタバコ喫煙禁止区域内(指定喫煙場所を除く。)での喫煙行為を禁止しております。そのため、案内板等により、指定喫煙場所の周知を行い、喫煙される方には、そちらでの喫煙をお願いしています。
4	区内全域の道路(私道除く)や区立公園、区管理の広場を喫煙禁止区域とすべき。区内全域が困難なら、スクールゾーンを喫煙禁止区域とすべき。	△	本条例における喫煙禁止区域は、不特定多数の人が集中し、たばこの吸い殻の散乱、喫煙により引き起こされる危険及び迷惑のリスクが高くなると考えられる駅周辺の道路や公園等に対して設定したいと考えております。その他の区域におきましては、第4条の「区民の責務」(自らの喫煙により他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう配慮する)により、喫煙マナーの徹底を図ってまいります。
5	「第1種重点地域」と「第2種重点地域」を統合するべき。	△	本条例の規定は、喫煙禁止区域内と区域外で規制内容が異なっており、「第1種重点地域」と「第2種重点地域」はそれぞれ喫煙禁止区域外、喫煙禁止区域内における重点対策区域となっております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

【取扱い凡例】 ○:現行条例にすでに入っている。 △:意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする。

No.	意見の概要	取扱い	区の方考え方
6	歩きたばこ、ポイ捨て常習者で指導、勧告に従わない場合は該当者の住所、氏名を公表出来る規定を新設すべき。	△	本条例では、ごみのポイ捨てや歩きたばこ、喫煙禁止区域での路上喫煙を防止するための施策を相当期間実施してもその効果が認められない地域を「重点地域」として指定し、過料を徴収することができると定めております。ポイ捨て実態調査では、ポイ捨て件数が平成17年度と令和3年度では半減しており、また、歩行喫煙率も大幅に減少していることから、本規定が条例違反行為に対する心理的圧迫として十分に機能するものと考えております。
7	希望者に交付している啓発プレートについて、建物の規模に応じて設置を努力義務化するべき。	△	現在配布している啓発プレートは、特に歩きたばこやポイ捨て等がひどい場所において、状況の改善を図ることを目的に、区民の皆様への配布および区による設置を行っております。そのため、建物の規模等による一律の設置基準を設けることは、目的にかなわないものと考えております。
8	飲食店の迷惑行為と同様、喫煙による迷惑行為も警察による対処をすべき。	△	喫煙による迷惑行為は、一律で警察による対処を行わせることは難しいと考えております。
9	喫煙所の新設は、原則として地域コミュニティ施設、地区センター等とするべき。	△	地域コミュニティ施設などの公共施設は子どもから高齢者まで多くの方々が利用するため、喫煙所設置は、健康増進法などの規定や施設の利用目的等を踏まえて判断していく必要があるものと考えております。
10	駅前の喫煙所はコンテナ型・トレーラー型とし、パーテーション型の喫煙所は加熱式たばこ専用とするべき。	△	現在葛飾区では、駅前に設置しているパーテーション型の喫煙所について、立地条件なども踏まえながら順次密閉型の喫煙所への改修を進めております。加熱式たばこ専用のパーテーション型喫煙所につきましても、他区での設置実績などを踏まえ、必要性を検討していきたいと考えております。
11	遊び場の機能が喪失している公園は、喫煙所新設の対象とするべき。	△	公園内への指定喫煙場所の設置については、公園の設置目的や利用状況等を踏まえながら、関係各課とも協議しながら行うものと考えております。
12	マナー啓発や分煙に留めず、禁煙外来を含む禁煙の推進もすべき。	△	たばこを止めたい喫煙者に対し、禁煙外来治療費を助成するなど、禁煙に向けた支援を進めます。また、たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図ります。
13	スカイデッキたつみの喫煙所について、喫煙所付近の通行時に、副流煙が気になるため、対策をお願いしたい。	△	スカイデッキたつみの喫煙所につきましては、より煙や臭いが漏れにくい喫煙所に改修するなど、対策を検討してまいります。